

ktk

第48期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年11月8日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール

目次

第48期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
■ 第1号議案 定款一部変更の件	
■ 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件	
■ 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件	
■ 第4号議案 監査等委員である取締役に対する役員賞与支給の件	
■ 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	
（添付書類）	
事業報告	8
連結計算書類	22
計算書類	25
監査報告書	28

ケイティケイ 株式会社

証券コード 3035

証券コード3035
2019年10月23日

株 主 各 位

名古屋市東区泉二丁目3番3号
ケイティケイ株式会社
代表取締役会長兼社長 青 山 英 生

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年11月7日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年11月8日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第48期（2018年8月21日から2019年8月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（2018年8月21日から2019年8月20日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役に対する役員賞与支給の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①、②の書類につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ktk.gr.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ① 連結注記表
- ② 個別注記表
- ◎本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ktk.gr.jp/>）において、修正事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2019年11月8日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使

行使期限

2019年11月7日（木曜日）午後5時45分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の今後の事業展開を踏まえ、定款第2条（目的）の規定につきまして、事業目的を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
（1）～（27）（条文省略）	（1）～（27）（現行通り）
（新 設）	<u>（28） 再生可能エネルギー発電所の建設</u>
	<u>および運営</u>
（新 設）	<u>（29） 再生可能エネルギーによる発電事業</u>
（新 設）	<u>（30） 再生可能エネルギーによる売電事業</u>
<u>（28）</u> その他前各号に附帯する一切の事業	<u>（31）</u> その他前各号に附帯する一切の事業

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

2019年8月30日付をもって取締役土岐勝司氏が健康上の理由により辞任となり、また、本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）3名が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	再任 あお やま ひで お 青 山 英 生 (1964年10月8日生)	1988年 4 月 株式会社東海銀行入行 (現株式会社三菱ＵＦＪ銀行) 1993年 3 月 株式会社青雲クラウン入社 2004年 9 月 同社代表取締役社長（現任） 2010年 8 月 当社社外取締役 2012年 8 月 当社代表取締役副社長 2012年11月 当社代表取締役社長 同 株式会社アイオーテクノ代表取締役社長 2013年 8 月 ＳＢＭソリューション株式会社代表取締役 社長 2015年 6 月 当社代表取締役会長 同 株式会社アイオーテクノ代表取締役会長 2018年 8 月 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 (現任) 2019年 8 月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 同 ＳＢＭソリューション株式会社代表取締役 会長（現任） 重要な兼職の状況 株式会社青雲クラウン代表取締役社長 ＳＢＭソリューション株式会社代表取締役会長 株式会社キタブツ中部代表取締役社長	887,900株
2	再任 やま ぶき より お 山 吹 依 生 (1963年11月19日生)	1986年 4 月 当社入社 1998年 1 月 当社ＥＤＰ室長 2003年 3 月 当社商品管理部長 2009年 8 月 当社執行役員商品管理部長 2013年 9 月 当社執行役員調達本部長 2016年 8 月 当社執行役員調達本部長兼生産本部長 2016年11月 当社取締役調達本部長兼生産本部長 (現任) 2017年 8 月 株式会社青雲クラウン取締役	53,900株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	新任 たけ だ かず しげ 武 田 和 重 (1968年6月17日生)	1991年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社東京支店長 2009年 5 月 当社東日本営業部長 2009年 8 月 当社執行役員東日本営業部長 2013年 9 月 当社執行役員営業副本部長 2017年 7 月 当社執行役員営業本部長（現任）	2,900株
4	再任 たけ い おさむ 武 井 修 (1959年7月8日生)	1983年 4 月 株式会社中央相互銀行入行 （現株式会社愛知銀行） 1989年 3 月 株式会社青雲クラウン入社 2006年 6 月 同社管理部長 2010年 6 月 同社常務執行役員 2012年 8 月 同社専務取締役（現任） 2012年11月 当社取締役（現任） 2017年 7 月 株式会社キタブツ中部代表取締役社長 重要な兼職の状況 株式会社青雲クラウン専務取締役	6,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 略歴、地位、担当に記載の株式会社アイオーテクノは、2016年8月21日付で吸収合併（簡易合併）し、当社がすべての権利義務を承継しております。
3. 重要な兼職の状況に記載の株式会社青雲クラウン及びS B Mソリューション株式会社は、当社の完全子会社であり、株式会社キタブツ中部は当社の孫会社であります。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案して、当期末時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）3名に対して、役員賞与総額5,700千円を支給することとしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査等委員会から役員賞与支給額は相当である旨の意見を得ております。

第4号議案

監査等委員である取締役に対する役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案して、当期末時点の監査等委員である取締役3名に対して、役員賞与総額2,900千円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各監査等委員である取締役に対する金額は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

第5号議案

退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2019年8月30日付をもって健康上の理由により取締役を辞任しました土岐勝司氏に対して、その在任中の労に報いるために当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
と き かつ し 土 岐 勝 司	2015年6月 当社代表取締役社長 就任 2019年8月 当社代表取締役社長 辞任

以 上

添付書類

事業報告

(2018年8月21日から)
(2019年8月20日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで様々な経済政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いております。しかし、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響には一層の注意が必要であり、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動等により、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移しております。

このような環境の中、前期事業計画を発展させた新たな事業計画「ktkイノベーションプラン」を策定し、営業、生産、管理・経営、調達・物流の各部門に「本業回帰、新たなマーケティング手法の導入」「増産体制構築、ドラムリユース最大化、総原価削減、品質改善、最速開発」「新商品開発とコスト削減」「企業価値とワークライフバランスの向上」「コストダウンとサービスレベル向上」を戦略に掲げ、全社が一丸となって邁進してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度は事業計画「ktkイノベーションプラン」が順調に推移し、当社を中心に売上高は上昇基調にありましたが、連結子会社の株式会社青雲クラウンにおける主要顧客の売上減少により、売上高は16,699,053千円(前連結会計年度比1.7%減)となりました。

利益につきましては、売上高が減少したものの、前期事業計画に引き続き、製造コストと調達コストの削減等を実現し、業務効率を向上させたことにより、営業利益は285,978千円(前連結会計年度比14.6%増)、経常利益は314,945千円(前連結会計年度比12.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は216,237千円(前連結会計年度比24.1%増)となりました。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において、駒ヶ根物流センターへの太陽光発電設備の導入等により、総額47百万円の設備投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、当社工場で再生するリサイクルトナーなどのリサイクル商品やOAサプライ商品、文具事務用品など、リピート性の高い商品を中心に取引しているため、お客様との信頼に基づく継続的な取引が収益基盤安定の鍵を握っていると認識しております。

そこで、顧客接点となる営業部門においては、継続的な人材育成の強化に取り組み、お客様目線に立った提案活動ができる営業体制を構築すると共に、モバイルワークとテレマーケティングの活用により、営業量の更なる拡大を図ってまいります。

また、間接部門におきましては、無駄や重複を排除し、効果・効率の高いスリムな管理体制を整備すると共に、個々の能力を最大限に引き上げることで更なる体質の強化を図ってまいります。

今後は、当社グループ各社の特長を活かしつつ、新たな事業計画「ktkイノベーションプランVer.2」を確実に実行し、収益基盤の安定を図りつつ、並行して中長期的な観点から新たな事業の検討やリサイクル商品の開発にも経営資源を投入してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第45期 (2016年8月期)	第46期 (2017年8月期)	第47期 (2018年8月期)	第48期 (当連結会計年度) (2019年8月期)
売上高(千円)	17,185,733	16,860,547	16,989,079	16,699,053
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	97,109	219,369	174,184	216,237
1株当たり当期純利益(円)	16.97	38.33	30.44	37.78
総資産(千円)	8,198,743	8,274,759	7,938,134	7,952,753
純資産(千円)	2,590,118	2,834,888	2,960,666	3,068,831

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第48期から適用しており、第47期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(10) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主 な 事 業 内 容
株 式 会 社 青 雲 ク ラ ウ ン	68,000	100.00	文具事務用品、オフィス家具、OA機器の販売
SBMソリューション株式会社	10,000	100.00	複合機の販売保守、ネットワークセキュリティ業務
株 式 会 社 キ タ ブ ツ 中 部	40,000	間接所有 100.00	ロジスティック事業及び倉庫業

- (注) 1. 当社の重要な連結対象会社は、上記の3社であります。
2. 当連結会計年度の業績につきましては、「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
3. 株式会社キタブツ中部は、株式会社青雲クラウンを通じての間接所有となっております。

(11) 主要な事業内容 (2019年8月20日現在)

当社グループは、当社及び連結対象会社（株式会社青雲クラウン、S B Mソリューション株式会社、株式会社キタブツ中部）で構成され、「お客様のビジネスをワンストップでトータルにサポート」するために新しいビジネスモデルの構築をし、リサイクル商品（リパックトナー等）、OAサプライ商品（トナーカートリッジ等）、文具事務用品等のオフィス関連商品の生産、仕入、物流、販売を主な事業としております。

主要な取扱品目は次のとおりであります。

①当社

事業者向けに、以下の商品群の販売を行っております。

(リサイクル商品)

- | | |
|----------|--------------------------|
| ・リパックトナー | トナーカートリッジのリユースリサイクル |
| ・リパックリボン | インクリボンのリユースリサイクル |
| ・リパックジェル | ジェルジェットプリンター専用のリユースリサイクル |

上記商品については、お客様からお預かりした使用済みのトナーカートリッジ等を、単品再生履歴管理のもとにリユースリサイクル(再生加工)し、元のお客様にお届けする当社独自の「リパックシステム」を採用しております。なお、リサイクル商品で即納を希望されるお客様に対しましては、作り置き在庫から出荷するプールタイプで対応しております。

(OAサプライ商品) 印字装置を中心としたOA機器に使用する消耗品

- | | |
|--------------|--|
| ・トナーカートリッジ | レーザープリンター、マルチファンクションプリンター及び普通紙FAX等印字用消耗品 |
| ・インクリボン | ドットプリンター及びサーマルプリンター印字用消耗品 |
| ・インクカートリッジ | インクジェットプリンター印字用消耗品 |
| ・OA汎用紙 | OA汎用紙「美麗」、再生PPC用紙、カラーPPC用紙 |
| ・ビジネスフォーム | オーダーフォーム用紙、タックフォーム用紙 |
| ・コンピュータ用連続帳票 | 連続用紙（ストックフォーム） |
| ・ロールペーパー | FAX用感熱紙、計算機用ロール紙 |

(その他)

「ケイティケイ はっするネット」に関係する文具・事務用品、製図用紙等上記の品目に含まれないオフィス関連商品等

②株式会社青雲クラウン

文具事務用品、オフィス家具、OA機器の販売並びに「オフィス購買システム」の提案、販売を行っております。

③S B Mソリューション株式会社

複合機の販売保守、ネットワークセキュリティに係る業務を行っております。

④株式会社キタブツ中部

ロジスティック事業及び倉庫業を行っております。

(12) 主要な営業所及び工場 (2019年8月20日現在)

① 当社

本 社 名古屋市東区泉二丁目3番3号

名古屋支店 名古屋市東区泉二丁目3番3号

東京支店 東京都品川区東五反田一丁目20番7号 神野商事第2ビル5階

大阪支店 大阪市中央区南船場一丁目13番14号 南船場スクエアビル4階

営業所 札幌営業所 (札幌市中央区)

青森営業所 (青森市長島)

仙台営業所 (仙台市太白区)

千葉営業所 (千葉市中央区)

埼玉営業所 (さいたま市南区)

横浜営業所 (横浜市西区)

静岡営業所 (静岡市駿河区)

浜松営業所 (浜松市中区)

松本営業所 (松本市白板)

富山営業所 (射水市流通センター)

岡崎営業所 (岡崎市明大寺本町)

岐阜営業所 (岐阜市江添)

三重営業所 (四日市市鵜の森)

京都営業所 (京都市下京区)

広島営業所 (広島市西区)

松山営業所 (松山市小栗)

福岡営業所 (福岡市博多区)

配送所 小牧物流センター (小牧市大字上末)

駒ヶ根物流センター (駒ヶ根市下平)

工場 春日井工場 (春日井市惣中町)

駒ヶ根工場 (駒ヶ根市下平)

(注) 青森営業所は、2019年7月8日付で開所しております。

② 連結対象会社

イ. 株式会社青雲クラウン

本社・名東本部 名古屋市名東区社台三丁目241番地

長野支店 長野市篠ノ井御幣川西側459番地6

営業所 岐阜営業所（羽島郡岐南町） 三重営業所（津市半田池町）

豊橋営業所（豊橋市多米西町）

ロ. S B Mソリューション株式会社

本社 名古屋市中川区八熊一丁目10番16号

ハ. 株式会社キタブツ中部

本社 小牧市大字上末2488番地9

(13) 従業員の状況（2019年8月20日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
291名	2名減

(注) 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務役員1名及び嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数138名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
179名	5名減	38.7才	10.8年

(注) 従業員数は、就業人員であり、使用人兼務役員1名、出向者1名及び嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数65名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先（2019年8月20日現在）

借入先	借入残高(千円)
株式会社 中京銀行	214,983
株式会社 三菱UFJ銀行	172,829
株式会社 愛知銀行	171,983

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年8月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,725,000株（自己株式2,864株を含む）
- (3) 株主数 1,270名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
青 山 英 生	887,900	15.52
加 藤 道 明	870,200	15.21
青 雲 堂 株 式 会 社	520,000	9.09
名古屋中小企業投資育成株式会社	400,000	6.99
川 島 和 之	230,000	4.02
青 山 知 広	170,000	2.97
小 沼 滋 紀	142,400	2.49
青 山 深 雪	130,000	2.27
村 木 文 恵	108,000	1.89
厚 東 和 寿	100,000	1.75

（注）持株比率は自己株式（2,864株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2019年8月20日現在）

（1）取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	青 山 英 生	株式会社青雲クラウン代表取締役社長 S B Mソリューション株式会社代表取締役会長 株式会社キタブツ中部代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	土 岐 勝 司	
取 締 役	山 吹 依 生	調達本部長兼生産本部長
取 締 役	武 井 修	株式会社青雲クラウン専務取締役
取締役（常勤監査等委員）	赤 羽 聡	
取締役（監査等委員）	脇之藺 修	
取締役（監査等委員）	鈴 木 智 洋	後藤・鈴木法律事務所パートナー

- （注）1. 重要な会議への出席、内部監査担当との綿密な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるため、赤羽聡氏を常勤の監査等委員に選定しております。
2. 取締役のうち脇之藺修及び鈴木智洋の両氏は、社外取締役であります。
3. 取締役のうち脇之藺修氏は、当社が株式を上場している東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当該事業年度末日後に生じた取締役の異動は、次のとおりであります。なお、土岐勝司氏は、健康上の理由による辞任であります。

氏 名	変 更 後	変 更 前	異 動 年 月 日
青 山 英 生	代表取締役会長兼社長	代表取締役会長	2019年8月30日
土 岐 勝 司	—	代表取締役社長	2019年8月30日

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役脇之藺修及び鈴木智洋の両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、240万円又は法令が定める額のいずれか高い金額であります。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	当事業年度の支給額	摘 要
取締役（監査等委員を除く）	4名	82,580千円	月額25,000千円以内
取締役（監査等委員）	3名 （うち社外2名）	15,820千円 （うち社外 7,040千円）	月額 3,500千円以内
計	7名	98,400千円	

（注）1. 摘要欄には、以下の株主総会で承認を受けた報酬額を記載しております。

取締役（監査等委員を除く） 2016年11月11日開催の第45期定時株主総会決議

取締役（監査等委員） 2016年11月11日開催の第45期定時株主総会決議

2. 上記の支給額には、当事業年度に計上した以下の役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

取締役（監査等委員を除く） 4名 6,280千円

取締役（監査等委員） 3名 1,520千円（うち社外2名 640千円）

3. 上記の支給額には、本総会において決議予定の以下の役員賞与が含まれております。

取締役（監査等委員を除く） 3名 5,700千円

取締役（監査等委員） 3名 2,900千円（うち社外2名 1,600千円）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

当社は、社外取締役（監査等委員）鈴木智洋氏がパートナーである後藤・鈴木法律事務所の所長である後藤武夫氏と顧問弁護士契約を締結しております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 （監査等委員）	脇之蘭 修	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席し、また、監査等委員会15回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、取締役会及び監査等委員会において必要な発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	鈴木智洋	当事業年度開催の取締役会19回中18回に出席し、また、監査等委員会15回中14回に出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する助言・提言を行っております。また、取締役会及び監査等委員会において必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,700千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員会の決議に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等総合的に判断し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 代表取締役社長はじめ役職員は、会社の運営において、法令、定款及び社内規程の遵守（以下、「コンプライアンス」という）が、利益の確保に先だって必要不可欠であることを認識し、その旨を全社に周知徹底する。
 - ロ. 取締役会は、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）の全役職員等が職務の執行に当って指針とすべき「k t kグループ 社員行動規範」を制定し、その遵守、実践を徹底する。
 - ハ. 当社グループの全役職員等が、コンプライアンス違反と思われる行為を発見した場合の報告体制として、通報者の権利保護に万全を期した内部通報制度を設置する。
 - ニ. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会その他重要会議等の議事録及び重要な稟議書、決裁書類には、議案に係る資料とともに取締役の意見をも極力詳細に記載し、当該情報の主管部門（管理本部総務人事課）が「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
 - ロ. 取締役及び監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 「リスク管理規程」を策定し、当社グループの事業を取り巻く各種リスクについて、各部門が個別に重要なリスク項目を抽出し、その項目ごとに予防策及びリスク発生時の対応策を定める。また、リスクの重要度に応じた「管理基準」を定め、リスク管理のモニタリング（監視活動）体制のあり方についても規定する。

- . 抽出された重要なリスク項目は、法的規制その他経営環境やリスク要因の変化に応じて適宜見直しを行うとともに、その適切性、有効性については、内部監査の重点監査対象とする。
- ハ. 万一の重大リスク発生に速やかに対処できるよう、代表取締役社長を責任者とする「リスク発生対策本部」を設置するとともにメンバーを予め定め、非常事態に備える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 毎期策定される当社グループの年度計画に基づき、それぞれの事業部門の業務執行を委嘱された取締役が、設定された目標達成のための活動を行う。
 - . 月次の業績は、毎月開催される定例の取締役会での報告に加えて、取締役、執行役員並びに代表取締役社長が指名する各部門の幹部社員及び関係会社の役員を構成員とする幹部会及びP D C A会議において、計画と実績の差異を詳細に検証し、職務執行の効率向上と情報の共有化を図る。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 「コンプライアンス委員会」の構成員には子会社の役員も含まれる。また「k t kグループ 社員行動規範」及び「リスク管理規程」は当社グループ全体に適用され実践される。
 - . 親会社と子会社間の不適切な取引又は会計処理を防止するため、循環取引、架空取引を親会社による内部監査、監査等委員の重点実施項目とし、また子会社の監査役との情報交換及び協議を適宜行うことによって業務の適正を確保する。
 - ハ. 子会社の経営の重要な事項に関しては、「関係会社管理規程」に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、各子会社は、業務執行状況・財務状況等について取締役会等を通じて定期的に当社に報告を行う。
 - 二. 各子会社の対応窓口（経営企画部）を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議・情報交換等を行うことを通じて、当社グループ全体における経営の健全性、効率性の向上を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
現在は、監査等委員会の職務を補佐する専任補助社員制度はないが、監査等委員会から要求があった場合には、速やかに当該制度を設置し、取締役からの独立性についても考慮する。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 常勤監査等委員は、幹部会その他の重要会議に出席し、重要事項の審議と経営判断の過程を確認するとともに、必要に応じて取締役（監査等委員を除く）又は関係部門の責任者に説明を求めることができる。
 - ロ. 当社グループの全役職員等は、職務執行に関する重大な法令・定款違反や不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他監査等委員会の求める事項について報告及び情報の提供を行わなければならない。
 - ハ. 内部通報制度は、当社の管理本部長、監査等委員会に直接通報でき、情報提供を理由とした不利益な処遇は一切行わない。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役社長及び経営幹部は、監査等委員会と定期的もしくは監査等委員会の求めに応じて随時に会合をもち、経営方針やグループ全体の経営課題、経営環境の変化等について意見の交換を行う。
 - ロ. 当社グループの全役職員等は、監査等委員会が定めた監査方針、監査計画を尊重し、監査が円滑に遂行されるよう監査環境の整備に協力する。
 - ハ. 監査等委員会は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担する。
- 二. 内部監査部門は、常に監査等委員会と緊密な連携をとり、監査等委員会の往査や会計監査人、弁護士等との情報交換の機会設定に協力するとともに、監査等委員会との情報の共有化に努め、グループ全体の業務の適正確保を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムの整備を行っており、「k t kグループ 社員行動規範」等の諸規程の制定及び内部通報窓口、コンプライアンス窓口を設置し、業務の適正を確保するための体制を整備しております。また、金融商品取引法における内部統制に対応するため、業務プロセスにおける適正性を確保した体制につきましても整備しております。

諸規程の遵守や業務プロセスの適正な実施については、内部監査部門が内部監査計画に基づき、監査等委員会及び会計監査人と連携しながら実効性のある内部監査を実施し、代表取締役社長又は取締役会に報告を行っております。

また、常勤監査等委員は、重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスについて監視できる体制を整備しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは、2008年1月11日に制定した「k t k グループ 社員行動規範」において、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない」ことを定め、当社グループ全社員に社員教育を実施し周知徹底を図っております。

また、「k t k グループ 社員行動規範」において、有事の際は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会が招集され、組織的に対処する体制を構築しております。

さらに、平素から反社会的勢力との関係を遮断するため、管理本部総務人事課が外部専門機関と連携するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、当社グループ内の各事業所に情報を提供するなど社内体制の整備を行っております。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項であるため、当社としましては基本方針の策定については検討を行っており、今後も検討を継続してまいり所存です。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、①株主に対する利益還元、②経営基盤の強化と積極的な事業展開に備えるための内部留保の確保、③当社従業員に対する還元の3つを基本方針としております。このような方針に基づき、配当につきましては、内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うこととしております。

内部留保資金につきましては、企業価値の増大を図ることを目的として、中長期的な事業拡大のため、システム開発等に戦略的に投資し、長期的な競争力の向上と財務体質の強化を目指してまいります。

また、自己株式の取得、活用についても、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするために財務状況を勘案しながら検討してまいります。

この方針に基づき、当期の期末配当金（年間配当）につきましては、1株につき11円とさせていただきます。

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年8月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,056,259	流動負債	4,307,647
現金及び預金	2,096,942	支払手形及び買掛金	2,817,607
受取手形及び売掛金	2,366,863	短期借入金	973,897
商品及び製品	444,016	リース債務	1,643
仕掛品	784	未払法人税等	77,399
原材料及び貯蔵品	68,059	賞与引当金	91,707
その他の	86,724	役員賞与引当金	10,850
貸倒引当金	△7,132	その他の	334,542
固定資産	2,896,494	固定負債	576,274
有形固定資産	1,630,450	長期借入金	223,743
建物及び構築物	394,834	繰延税金負債	30,953
機械装置及び運搬具	81,366	役員退職慰労引当金	66,671
土地	1,116,543	退職給付に係る負債	120,479
建設仮勘定	1,000	資産除去債務	1,767
その他の	36,705	その他の	132,659
無形固定資産	100,407	負債合計	4,883,921
のれん	74,051	(純資産の部)	
ソフトウェア	20,055	株主資本	2,963,725
その他の	6,300	資本金	294,675
投資その他の資産	1,165,636	資本剰余金	663,325
投資有価証券	495,643	利益剰余金	2,007,007
退職給付に係る資産	192,391	自己株式	△1,282
繰延税金資産	5,132	その他の包括利益累計額	105,106
保険積立金	122,009	その他有価証券評価差額金	105,106
その他の	391,339	純資産合計	3,068,831
貸倒引当金	△40,879	負債純資産合計	7,952,753
資産合計	7,952,753		

連結損益計算書

(2018年8月21日から
2019年8月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,699,053
売上原価		13,270,827
売上総利益		3,428,225
販売費及び一般管理費		3,142,247
営業利益		285,978
営業外収益		
受取利息及び配当金	17,152	
仕入割引	38,426	
受取家賃	50,104	
その他の	8,252	113,935
営業外費用		
支払利息	8,130	
売上割引	64,874	
不動産管理費	11,508	
その他の	455	84,968
経常利益		314,945
税金等調整前当期純利益		314,945
法人税、住民税及び事業税	97,259	
法人税等調整額	1,449	98,708
当期純利益		216,237
親会社株主に帰属する当期純利益		216,237

連結株主資本等変動計算書

(2018年8月21日から
2019年8月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額 その他 有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	294,675	663,325	1,847,992	△1,281	2,804,710	155,956	2,960,666
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△57,221		△57,221		△57,221
親会社株主に帰属 する当期純利益			216,237		216,237		216,237
自己株式の取得				△0	△0		△0
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)						△50,849	△50,849
当 期 変 動 額 合 計	—	—	159,015	△0	159,014	△50,849	108,165
当 期 末 残 高	294,675	663,325	2,007,007	△1,282	2,963,725	105,106	3,068,831

貸借対照表

(2019年8月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,392,663	流動負債	1,908,695
現金及び預金	983,736	支払手形	180,512
受取手形	127,840	買掛金	701,765
売掛金	1,110,051	短期借入金	651,683
商品及び製品	96,792	リース債務	1,643
仕掛品	784	未払金	82,846
原材料及び貯蔵品	65,157	未払費用	92,492
前払費用	4,714	未払法人税等	65,510
その他金	3,959	預り金	5,270
貸倒引当金	△372	賞与引当金	86,707
固定資産	2,172,603	役員賞与引当金	8,600
有形固定資産	1,105,489	その他の負債	31,661
建物	286,305	固定負債	110,108
構築物	20,855	繰延税金負債	22,360
機械及び装置	40,719	役員退職慰労引当金	58,301
車両運搬具	0	資産除去債務	1,767
工具、器具及び備品	7,867	長期預り保証金	27,680
土地	748,740	負債合計	2,018,803
建設仮勘定	1,000	(純資産の部)	
無形固定資産	22,228	株主資本	2,507,788
ソフトウェア	16,066	資本金	294,675
その他の	6,162	資本剰余金	663,325
投資その他の資産	1,044,885	資本準備金	663,325
投資有価証券	130,442	利益剰余金	1,550,667
関係会社株	553,800	利益準備金	40,543
出資	40	その他利益剰余金	1,510,124
破産更生債権等	6,765	別途積立金	1,000,000
長期前払費用	30,614	繰越利益剰余金	510,124
保険積立金	108,660	自己株式	△879
差入保証金	27,832	評価・換算差額等	38,675
前払年金費用	192,391	その他有価証券評価差額金	38,675
その他の	1,672		
貸倒引当金	△7,333	純資産合計	2,546,463
資産合計	4,565,267	負債純資産合計	4,565,267

損 益 計 算 書

(2018年 8 月21日から
2019年 8 月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,059,431
売 上 原 価		6,158,461
売 上 総 利 益		1,900,969
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,704,092
営 業 利 益		196,876
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	12,383	
受 取 家 賃	38,500	
そ の 他	7,390	58,273
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,668	
不 動 産 管 理 費	8,463	
そ の 他	246	11,378
経 常 利 益		243,772
税 引 前 当 期 純 利 益		243,772
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	78,278	
法 人 税 等 調 整 額	△3,684	74,593
当 期 純 利 益		169,178

株主資本等変動計算書

(2018年8月21日から
2019年8月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	計	
当 期 首 残 高	294,675	663,325	663,325	40,543	1,000,000	398,166	1,398,166	1,438,710
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△57,221	△57,221	△57,221
当 期 純 利 益						169,178	169,178	169,178
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	111,957	111,957	111,957
当 期 末 残 高	294,675	663,325	663,325	40,543	1,000,000	510,124	1,510,124	1,550,667

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	△878	2,395,831	60,764	60,764	2,456,596
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△57,221			△57,221
当 期 純 利 益		169,178			169,178
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△22,089	△22,089	△22,089
当 期 変 動 額 合 計	△0	111,956	△22,089	△22,089	89,867
当 期 末 残 高	△879	2,507,788	38,675	38,675	2,546,463

独立監査人の監査報告書

2019年9月26日

ケイティケイ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 西野賢也 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩田哲也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の2018年8月21日から2019年8月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイティケイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年9月26日

ケイティケイ株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 西野賢也 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岩田哲也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケイティケイ株式会社の2018年8月21日から2019年8月20日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会 監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年8月21日から2019年8月20日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年9月27日

ケイティケイ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 赤 羽 聡 ㊞

監査等委員 脇之 蘭 修 ㊞

監査等委員 鈴 木 智 洋 ㊞

(注) 監査等委員脇之蘭修及び鈴木智洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内

場所

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール
【TEL】052-231-7851（代表）



※会場の駐車場は限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

交通



桜通線「丸の内駅」 ④番出口より徒歩6分
鶴舞線「丸の内駅」 ①番出口より徒歩6分
名城線「市役所駅」 ④番出口より徒歩8分



名古屋駅（8番のりば）より
「外堀通」下車すぐ

ケイティケイ 株式会社



この印刷物は、FSC®認証紙を使用し、
植物油インキを使って印刷しています。